

教員組織の在り方（ダブルカウント・みなし専任教員等）について （論点と改善の方向性）

（赤字：前回会議における各委員からの意見等を踏まえて追記）

（1）ダブルカウントについて（専門職学位課程と他の課程）

ア．現状・課題

○ダブルカウントに関する議論は慎重に行うべきであるとの指摘もある一方、本WGにおける議論の内容や、各専門職大学院へのヒアリングなどにおいて、他の課程との連携を強化する観点からダブルカウントを認めてほしいとの声が挙がっていることや、2月～3月に文部科学省が行った地方国立大学の経営系大学院（修士課程）とのヒアリングでも、地域貢献に資する人材の養成を掲げている大学院があるものの、専門職大学院へ移行するにあたり、教員組織が分断されることが一番懸念しているとの声が挙がっている。

○特に地方においては、我が国のGDPにおける地方の非製造業の割合は約4割占めているものの、都市部と比べて労働生産性が低いことから、地方で顕著な人口減少の中で経済成長を実現するには一人当たりの労働生産性を向上させ、地方産業の活性化を図ることが必要不可欠となっている。しかし、「地方創生人材プラン」（平成27年12月25日内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）に記載のとおり、高度な専門性を有する人材等が必要となるが、地方では不足しがちで、個別分野に精通し、専門的な知見・経験を持って事業を経営・実行する人材が必要であると指摘されている。

○そのため、学部等の他の課程との有機的な連携を図ることにより、複数の学問領域を横断する学際的な教育研究の取組を推進する実施体制を整備することが可能となることや、限られた人的リソースを有効活用し、他の課程で得られた教育研究の知見を新たな取組や自大学の強みや特徴を伸ばすための取組に対して有効的に活用することができる。

（分野ごとの現状・課題）

前回会議の意見などを各分野ごとに整理すると以下のとおりである。

○経営系分野

経営系修士課程を専門職大学院に移行することを検討しているところもあり、専門職大学院へ移行する際に他の課程との兼務が現状出来ないことが一番のネックになっている。特に学士課程との兼務ができないことにより地域のニーズに合わせた教育プログラムを作ろうと思ったときに大きな障害になっていることから、学部及び修士課程とのダブルカウントを認めるべき。

○法科大学院

法科大学院等特別委員会において、法科大学院と法学部等との連携による教育の充実、期間の短縮を進める方策が議論されており、学部とのダブルカウントが不可欠である。また、制度の構想どおり法科大学院を経由して実定法の研究者になる者も出ているが、研究者を志望して既存の法学系の修士課程に進学する者もあり、実務家養成と研究者養成は明確に分かれておらず、専門職大学院と既存の修士課程の恒常的なダブルカウントも認めるべき。

○教職大学院

教員養成系の学部教育の質の改善のためには教職大学院の教員のサポートが必要であるため、学部とのダブルカウントを認めるべき。

○臨床心理分野

公認心理師の受験資格の枠組みとしては学部+大学院の6年制となる。教育負担の危惧はあるが、逆に学士課程の先生方の協力も得られ、幅の広いカリキュラムを提供できることから、特に学部とのダブルカウントを認めるべき。

○会計分野

昨年8月に取りまとめた報告書において、近年、社会的ニーズの高まりから受験者が増えつつある一方で、学生の「会計離れ」が依然として生じていることを踏まえ、社会（「出口」）との連携強化に加え、学士課程・修士課程等との連携も強化した対応が必要であるとされていた。

○公共政策分野

昨年8月に取りまとめた報告書において、グローバル化対応や地域課題の解決といった自らの強みや特徴を社会（「出口」）に明示した上で、それぞれの目的に応じた発展を目指すことが必要であるため、学士課程や修士課程との連携が必要であるとされていた。

○その他の分野

学部でも実務家教員による授業を展開したいというニーズや、学部の専任教員として教授会等に参画することにより、学部と専門職大学院が連携した教育を展開することができることから、ダブルカウントを認めるべき。

○これらの各分野からの意見やニーズ等に対応するため、専門職大学院の専任教員が他の課程との兼務（以下、ダブルカウントという）を可能とする場合、以下に示す論点についてどのように考えるか。

イ. 論点

【1. 兼務を可能とする課程の範囲】

○ダブルカウントの対象となる課程や必置教員におけるダブルカウント可能教員数の割合、特例を設ける場合の期間等についてはこれまでの専門職大学院 WG における議論も踏まえ、以下の論点が考えられる。

○なお、過去の特例制度は、制度創設後 10 年間の間、学士課程、修士課程、博士課程（前期）は必置教員数の 1 / 3 まで、博士課程（後期）はすべてダブルカウントを認めており、過去のダブルカウント教員数は以下の通りである。

		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		合計							
		人数	専攻数	人数	専攻数	人数	専攻数	人数	専攻数	人数	専攻数	人数	専攻数						
														割合	割合	割合	割合	割合	割合
①	(4課程) 後期 + 専 + 修 + 学	171	5.0%	45	125	3.7%	44	129	3.8%	40	121	3.7%	40	14	0.8%	8	560	3.7%	-
②	(3課程) 後期 + 専 + 修	76	2.2%	19	52	1.5%	18	27	0.8%	14	25	0.8%	13	14	0.8%	5	194	1.3%	-
③	(3課程) 後期 + 専 + 学	27	0.8%	10	16	0.5%	9	8	0.2%	6	7	0.2%	5	2	0.1%	1	60	0.4%	-
④	(3課程) 専 + 修 + 学	96	2.8%	34	51	1.5%	16	26	0.8%	15	20	0.6%	10	9	0.5%	3	202	1.3%	-
⑤	(2課程) 後期 + 専	248	7.3%	30	308	9.1%	38	316	9.4%	41	323	9.8%	42	259	14.8%	34	1,454	9.6%	-
⑥	(2課程) 専 + 修	22	0.6%	7	8	0.2%	5	11	0.3%	6	33	1.0%	10	4	0.2%	1	78	0.5%	-
⑦	(2課程) 専 + 学	108	3.2%	42	90	2.7%	38	90	2.7%	35	76	2.3%	28	21	1.2%	10	385	2.5%	-
⑧	専 (ダブルカウントなし)	2,658	78.0%	58	2,736	80.8%	70	2,755	81.9%	72	2,704	81.7%	78	1,423	81.5%	56	12,276	80.7%	-
	合計	3,406		184	3,386		183	3,362		182	3,309		178	1,746		108	15,209		-

※専→専門職学位課程、修→修士課程or博士前期課程、学→学士課程を示す。

※文部科学省調べ

※平成26年度における法科大学院の数値に関しては、課程毎のダブルカウント教員数を調査していないため除く。

※専攻数の合計は①～⑧までのパターン合計とは一致しない。

○平成25年度までの特例措置（4課程すべてダブルカウント…①）を活用していた専攻数は、平成22年度は184専攻のうち、45専攻（約1 / 4）であった。また、特例期間が終了した平成26年度は博士課程（後期）を除き、必置専任教員は兼務を解消している。（平成26年度は⑤以外、必置専任教員数を超えて配置されている専任教員のみダブルカウントを行っている数を示している。）

○なお、過去の特例期間における認証評価では、ダブルカウントによる専任教員の教育の質の低下を指摘された事由はなく、教育に支障が生じないよう適切な運用がなされていたことを踏まえ、現状、博士課程（後期）のみ認められているダブルカウントをどの課程まで認めることとするか。

【2. 兼務できる教員の割合】

○上述のとおり、過去の特例では学士課程、修士課程、博士課程（前期）は必置教員数の1／3まで認めていたが、兼務できる教員の割合をどのように考えるか。

→前回の会議では主に学部とのダブルカウントは教育的効果にも非常に意味があるので認めるべきではという意見が多数であったが、兼務できる教員の割合をどのように考えるか。

【3. 兼務できる期間】

○上述のとおり、過去の特例では制度創設後10年間の平成25年度までダブルカウントを認めていたが、時限的措置の場合と恒常的措置の場合についてそれぞれどのように考えるか。例えば時限的措置は新たに専門職大学院を新設する場合のみとして以前の特例措置と同様10年間、学士課程、修士課程、博士課程（前期）を対象とすることが考えられる。この場合、既存の専門職大学院に対する恒常的措置のダブルカウントの対象範囲を考慮する必要がある。

→前回会議を踏まえ、修士課程とのダブルカウントは修士課程から専門職大学院へ移行を検討する場合は、一時的に両課程の専任教員を兼務する必要性が高いことから、時限的措置として認めることについてどのように考えるか。

【4. 教育の質保証】

○専門職大学院では、教育の質を保証する観点から、教員組織の一定程度の独立性を確保し、教育に専念する教員組織を充実することを制度創設の趣旨としていることから、今回博士課程（後期）以外の課程とのダブルカウントを認める際はあわせて質を担保するための方策も検討する必要がある。

○そのため、昨年末に取りまとめた報告書ではエフォート管理の手法を導入することも一案とされていたが、その場合、具体的にどのような基準を設け、運用する必要があると考えられるのか。（例えば基準については他の課程に要する教育の割合に制限をかけ、

大学に過度の負担とならないよう認証評価の際に提出してもらうなどの柔軟な運用が考えられる。)

○また、エフォート管理以外でも質を保証できる仕組みとしてどのようなものが考えられるか。

→前回会議ではダブルカウントを認めるべきとの意見が多かった一方、教員の負担が増えて教育の質の低下を招かないような配慮が必要であるとの意見があったことから、具体的にどのような基準を設け、運用する必要があると考えるか。また、エフォートといった際に、担当科目以外の業務も含めたエフォート管理とすべきかどうか。

【5. その他留意事項】

○なお、ダブルカウントについては、教育研究上有益な場合であり、かつ、教育上支障がない場合に限定して認めるべきではないか。

※教育研究上有益な場合：(例) 社会（「出口」）や地域のニーズに対応するための新たな取組
自らの強みや特徴を伸ばすための取組

文理融合や学際、新領域に対応するための新たな取組 など

※教育上支障がない場合：(例) 兼務する各課程の運営に責任を持つことが可能な場合 など

○法科大学院においても中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会で「法学部・法学系の大学院（修士課程・博士課程）との連携の実効性を高めるため、教育の質保証を前提として、専門職大学院の必置教員が学部や大学院（修士課程・博士前期課程）の専任教員となることを一定程度認める方向で、大学院部会において関係規定の在り方を議論していただくこととしてはどうか。」（平成29年5月17日資料3-1）と改善の方向性を示されているところである。

○同様、教職大学院においても「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」において、「学部と教職大学院との一体化が従来以上に求められる中、教職大学院の専任教員の学部等とのダブルカウントについて、30年度までとする時限措置の終了後も、恒久的に兼担を可能とする。併せて、兼担可能な教員数を、(博士課程を担当する教員以外は) 3分の1を超えない数に限っている制限を撤廃することを検討する」（平成29年3月22日資料2）という改善を求める意見が出されたところであり、これらの意見も踏まえ、専門職大学院全体として方向性を定める必要があるが、同じ課程間同士のダブルカウント（専門職学位課程と修士課程のダブルカウントを含む）については、現行制度上認められていないことから、大学制度全体の在り方として、さらに上位部会等を含めて検討する必要がある。

(2) ダブルカウントについて（法学分野における専門職学位課程間）

ア. 現状・課題

○昨今、涉外法務で活躍する弁護士、グローバル企業の法務スタッフ、国連等の国際機関やNGOで働く法律専門職などを目指す者のためのリカレント教育の必要性を踏まえ、法科大学院だけではなく法学分野の専門職大学院が開設される状況となっている。

○法学分野における修士課程の教員基準は研究指導教員数を五以上置くものとされているが、一研究科に複数専攻を設ける場合、研究指導教員は三以上置くこととされている。

(参考：大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（文部省告示第175号）)

・公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を三以上とする。

○そのため、専門職学位課程においても、一研究科に法科大学院と法学分野の専門職大学院を設置する場合は、修士課程と同様の仕組みを設けてはどうか。

イ. 論点

○法科大学院と同一の研究科に、法学系の専門職学位課程の専攻を設置する場合は、当該専攻に置くこととされている研究指導教員数5人を見直しすることに関してどのように考えるか。また、何名が適当であると考えるか。

(参考：必要となる必置教員数)

研究指導教員数が五人の場合・・・ $5人 \times 1.5倍 + 5人$ （補助教員）=12人

研究指導教員数が四人の場合・・・ $4人 \times 1.5倍 + 4人$ （補助教員）=10人

研究指導教員数が三人の場合・・・ $3人 \times 1.5倍 + 3人$ （補助教員）=7人

ウ. その他留意事項

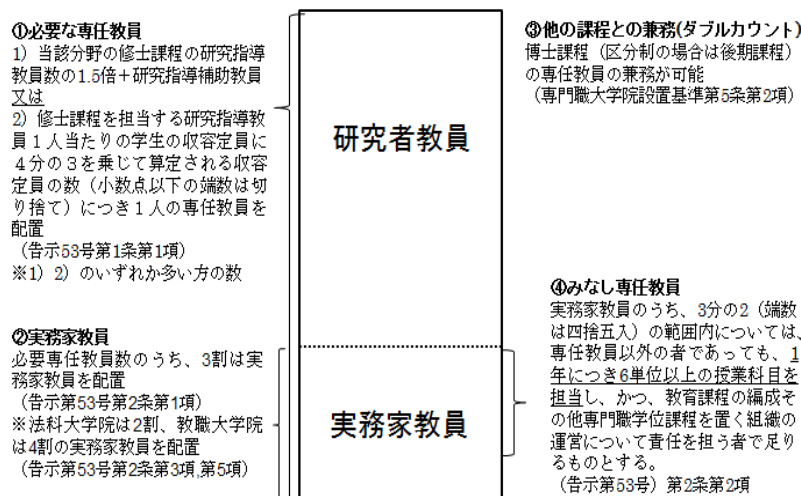
○なお、本件については、法学分野のみに適応する改正内容であることから、法科大学院等特別委員会においても十分検討する必要があるため、そこでの議論の内容に留意する必要がある。

(3) みなし専任教員について

ア. 現状・課題

○必置教員数のうち3割以上（法科大学院は2割、教職大学院は4割）は、実務家教員の配置が必要とされているが、実務の最新の動向を熟知している実務家の参画を促す観点から、必置実務家教員数の2/3までは、年6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う者であれば、専任教員に算入できる措置（みなし専任教員）が設定されている。

（現行制度イメージ図及びみなし専任教員数）



〔参考〕教員数（平成28年5月1日時点）

（人）

	全教員	研究者教員	実務家教員	みなし専任教員	みなし専任活用専攻数
ビジネス・MOT	611	264(43.2%)	347(56.8%)	47(7.7%)	14/32専攻
会計	190	108(56.8%)	82(43.2%)	26(13.7%)	8/13専攻
公共政策	114	73(64.0%)	41(36.0%)	5(4.4%)	1/7専攻
公衆衛生等	73	48(65.8%)	25(34.2%)	1(1.4%)	1/4専攻
知的財産	35	9(25.7%)	26(74.3%)	4(11.4%)	2/3専攻
臨床心理	51	27(52.9%)	24(47.1%)	1(2.0%)	1/6専攻
その他	242	121(50.0%)	121(50.0%)	3(1.2%)	2/14専攻
法科大学院	1,331	901(67.7%)	430(32.3%)	157(11.8%)	51/68専攻
教職大学院	721	387(53.7%)	334(46.3%)	89(12.3%)	31/45専攻

※1 括弧内は全教員数に対する割合を指す。

※2 法科大学院のみ平成28年4月1日現在の教員数である。

○各分野においてみなし専任教員の制度を導入しているものの、企業等で働きながら年間6単位を受け持つのはハードルが高いと指摘されている。例えば6単位の場合、前期2単位、後期2単位のほかに夏季集中講義や前後期のどちらかにさらに2単位を担当する必要があり、最新の実務の知識を有する実務家教員が参画するにはハードルとの指摘がある。

○また、現在内閣府にて開催されている「クールジャパン人材育成検討会」のとりまとめ（案）でも「クールジャパン産業に関連した高度経営人材の養成がより効果的に行われるよう、ビジネスの一线で活躍する実務家の教員としての柔軟な任用、任期付き採用等の活用などによる教育内容や研究の質の維持・向上を促進する。」とされている。

○最新の実務教育を行うには、実務家の非常勤講師を積極的に活用することも一案。

イ. 論点

○最新の実務の知識を有する実務家教員やその時々社会ニーズの高い実務家が、専門職大学院教育により参画し易くするため、「みなし専任教員」の要件の担当単位数の下限を現行の6単位から4単位へ見直すことについてどう考えるか。

ウ. その他留意事項

○この際、組織の運営に責任を担う者（具体的には教授会構成員として責任のある参画を想定）であることを引き続き要件とし、教育の質が低下しないよう留意する。また、教員組織の状況については、引き続き認証評価において確認する。